

# 川崎市の環境施策

川崎市では、環境基本条例に基づき市の環境行政を総合的かつ計画的に推進するため、全国に先駆けて平成6(1994)年に川崎市環境基本計画を策定し、平成14(2002)年の部分改訂を経て平成23(2011)年に全面改訂しました。

計画では、計画全体の目標となる「めざすべき環境像」や計画が目指す「6つのまちの姿」を明らかにするとともに、これらの実現に向け、今後10年間に取り組む重点分野や基本的施策の内容、目標を定めています。

また、市における地球温暖化対策の推進のため、地球温暖化対策の推進に関する条例に基づき、平成22(2010)年10月に、川崎市地球温暖化対策推進基本計画を策定し、「平成32(2020)年度までに平成2年(1990)年度における市域の温室効果ガス排出量の25%以上に相当する量の削減を目指す」ことを目標に掲げました。

川崎市は、かつて深刻な公害を経験し、公害克服の過程において集積した高度な環境技術、エネルギー有効活用などのノウハウを活かし、今後も「低炭素・資源エネルギーモデル産業都市」として、持続可能な社会の構築を目指し、よりよい環境を将来の世代に引き継ぐため、全市をあげてこれらの環境施策を推進しています。

上下水道局では、これらの環境施策との連携・整合を図りながら、環境に配慮した事業運営を行っていきます。

## 川崎市環境基本条例

環境基本条例では、環境政策の理念を次のように定めています。

### 「川崎市環境基本条例」第2条 環境政策の理念

- 1 市の環境政策は、市民が安全で健康かつ快適な環境を享受する権利の実現を図るとともに、良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的として展開するものとする。
- 2 市は、市民及び事業者と協力して、環境資源を適正に管理し、良好な環境を総合的かつ持続的に創造することにより、現在及び将来の市民生活の質的向上を図るものとする。
- 3 市の施策は、環境政策を基底として、これを最大限に尊重して行うものとする。

## 川崎市環境基本計画

環境基本条例の理念の実現に向け、市の環境行政を総合的かつ計画的に推進するため策定

「めざすべき環境像」及び「6つのまちの姿」

＜めざすべき環境像＞

「環境を守り 自然と調和した 活気あふれる 持続可能な市民都市 かわさき」

＜6つのまちの姿＞

地域から地球環境の保全に  
取り組むまち

環境にやさしい循環型社会が  
営まれるまち

多様な緑と水がつながり、  
快適な生活空間が広がるまち

安心して健康に暮らせるまち

環境に配慮した産業の活気が  
あふれ、国際貢献するまち

多様な主体や世代が協働して  
環境保全に取り組むまち

「めざすべき環境像」及び「6つのまちの姿」の実現に向け、環境政策ご  
との各施策を実施

# 上下水道局環境計画の基本的事項

地球温暖化をはじめとする環境問題については、国全体で対応が求められています。

上下水道局が所管する上下水道事業では、事業活動に伴い電力など多くの資源・エネルギーを消費するとともに、汚泥や建設副産物など多くの廃棄物を排出しており、地球環境に与える影響は少なくありません。

上下水道事業は、これまでもそれぞれの事業計画において施策体系の柱の一つとして環境対策に取り組んできましたが、地球温暖化対策に係る市内外の動向や上下水道部門の組織の統合を踏まえて、上下水道局における環境施策を総合的かつ計画的に推進するため平成23(2011)年9月に「上下水道局環境計画（計画期間：平成23(2011)～25(2013)年度）」を策定し、平成26(2014)年3月には、「上下水道局環境計画（計画期間：平成26(2014)～28(2016)年度）」を改めて策定しました。

また、「川崎市上下水道ビジョン」及び「川崎市上下水道事業中期計画」の下位計画と位置付け、川崎市の環境関連計画との整合を図りながら、これまでの環境施策や社会情勢等を踏まえ、改めて基本理念や環境方針、上下水道事業における各取組内容を示し、平成29(2017)年3月に「上下水道局環境計画（計画期間：平成29(2017)～33(2021)年度）」を策定し、引き続き環境に配慮した事業運営を行っていくこととしています。

